土木学会北海道支部　論文報告集　昭和52年度

住民意識と都市の緑空間配置計画について

○ パシフイツクコンサルタンツ　正員　西　　淳二
北大工（研究生）　正員　佐藤　　修
パシフイツクコンサルタンツ　正員　庄司　　優
パシフイツクコンサルタンツ　正員　石村　富司夫

§1　緑と歩行者空間

本論文は，都市のオープンスペースを歩行者空間によって結合する場合の都市の緑空間配置計画の一例について提示しようとしたものである。

写真－1　バルセロナのランブラ　（歩行者専用空間）
鳥の区域、花の区域とかのゾーンがある。

写真－2　ミュンヘンの歩行者ゾーン　Marenplatz

都市の開発と共に緑の失われていく様は，童話の世界にも『ある静かないなかに，小さいお家がたっていました。リンゴの木や畑にかこまれて，たいへんしあわせでした。けれども，そのうち，まわりには，だんだん，家ができ，工場がたち，電車がとおりはじめて，大きな町になりました。朝から晩まで，あたりは，うるさくて夜になってももうお月さまは見えませんでした。』と表現されている。[1)]

図－1,　ネックレスパークシステムの例

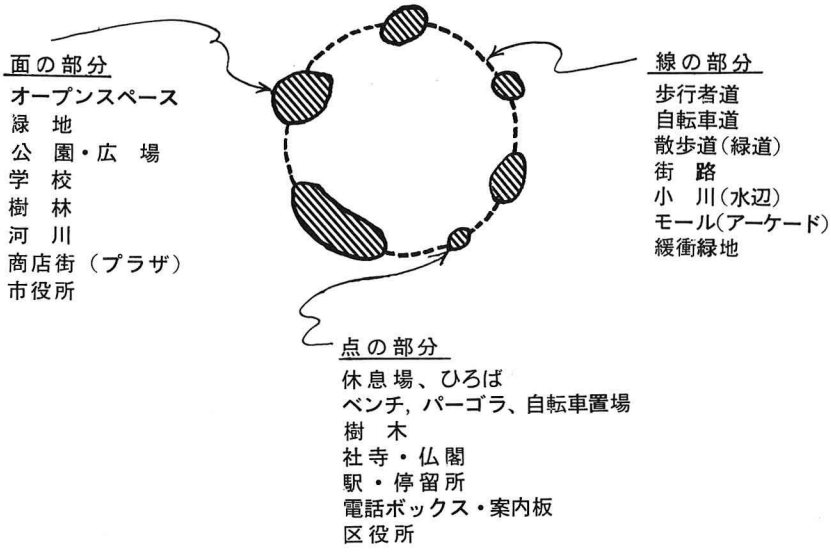

注）結合の方法としては、二連結合型，三角型，環状（首飾り状）
放射型，星型，全結合型　等が考えられる。

都市の「緑」の効果としては，心理的な安らぎを与えてくれることが大きな要素[2)]であり，そして，都市における緑空間即ち低密度空間は，住民にとっ

ての心理的な安らぎにとどまらず，都市の防災面からも重要なものであり，これらをネットワーク化する場合（図－1），必然的に，都市住民生活における安全で快適な「歩行者空間」の形成発展と一体性を持つものである。

現在の歩行者空間が有する問題点として，㋑狭小㋺危険㋩不便㋥貧弱な景観㋭自然の欠除㋬コミュニケーションの場が形成されにくい（立ち話等ができない）㋣防災に対する配慮の欠除等が挙げられている。従って，この面からも，

①自動車交通から分離した安全・快適性の確保

②都市内における人間的スケールの回復を目ざしたオープンスペースの確保

のために「面」と「点」を結合点とする緑道のネットワークが必要となる。

図－2,　都市住民の日常の空間需要模式図 3）4）

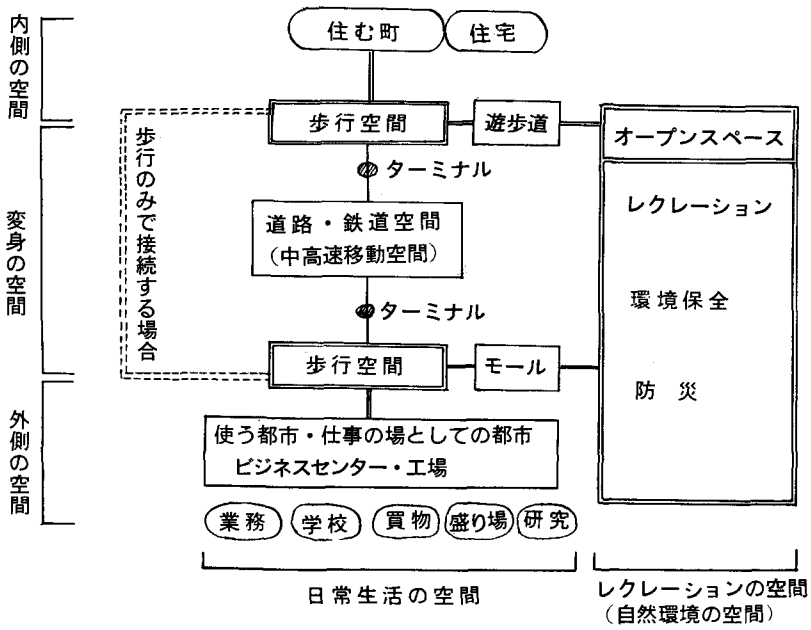

歩行者空間のネットワークとは，駅等の交通ターミナル・県庁市役所等の主要公共施設，史跡・歴史的建造物等の観光施設，商店街・学校等のコミュニテイの中心，公園・緑地・広場等のオープンスペース，これら歩行者が目的地とする施設の間を，路側歩道・スクールゾーン・緑道・自然散策道・ショッピングモールなどで結びつけたものであり，公共輸送機関とリンクさせることによって，『マス輸送＋歩行』の交通体系をつくり出すことも可能である。

§2　新聞報道に見る“都市の緑”

新聞報道に見る”都市の緑”問題の一例について，緑一般・環境保全・自然歩道（山・川）・森林公園・界隈・歩道・住区歩道・一般公園・遊び場・防災と緑・住民参加・法律条例行政・海外・その他・の観点から整理したものである。（表－1）

「緑のマスタープラン」は西暦2,000年を目標に都市部の緑地を現在の欧米並みの水準にすることを目ざしたものである。建設省より全国都道府県知事に対し，緑のマスタープラン策定要綱に沿って二年以内を目途に策定を急ぐよう通達されたものであり「市街化区域面積の30％以上の緑地を確保し都市部人口一人当たりの緑地を20㎡（現在3.4㎡）

図－3,　都市環境整備計画フローチャート

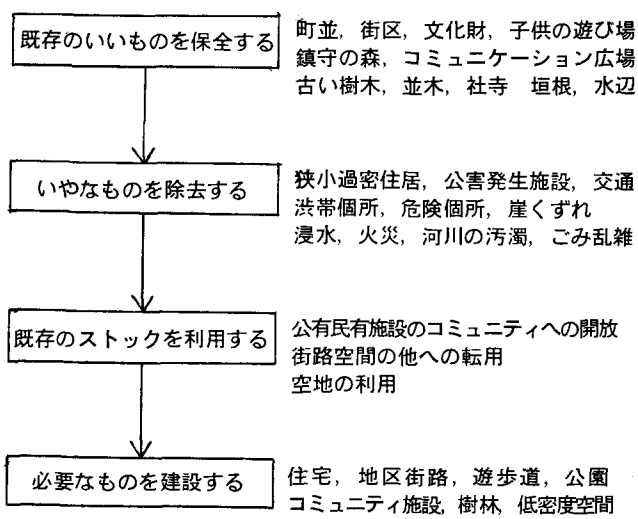

表－1 新聞報道に見る"都市の緑"問題の一例

番号	項目	見出し	要旨	備考
1	緑一般	都市の樹林 30%以上で「緑」の満足 [illegible]	[illegible]「都市生活環境から見た樹林の機能別効用評価と造成に関する調査報告」は、緑に対する都市住民の意識調査、都市内樹林の整備目標、環境保全効果、評価基準など樹林の効用の評価方法などをまとめている。 樹林率 30%以上……住民の[illegible]%が十分緑があると感ずる 樹林率 10～30%……住民の[illegible]%しか満足せず 樹林率 10～16%……満足する住民は½ 住民が身近な緑として認識するのは直線距離で250m以内であり、また、住民に満足を与える要因は、樹林率だけでなく、"鎮守の森"のような一定の規模と高さの樹木があり、出入りの自由な樹林であることが大切という。	S・52・4・27 朝日
2		都市の緑化数字並みに 「緑のマスタープラン」 [illegible]	西暦2000年に「市街化区域面積の30%以上の緑地を確保し都市部人口一人当りの都市公園を20㎡（現在は3.4㎡）にする」ことをねらいとしている。 緑のマスタープランは、そのための[illegible]・保全の指針となり、その内容としては①基本方針 ②緑地の確保目標 ③緑地の配置計画の概要 ④実現のための施策の方針の4点を盛り込むことになっている。	S 52・3・31 日経
3		都市の公園を4倍にふやす ただし西暦二千年への計画 市街地の緑地率目標 [illegible] 費用ざっと30兆円	都市計画中央審議会公園緑地部会は、[illegible]に「緑のマスタープラン」を答申する。緑のマスタープランは、都市公園の整備促進と既存都市緑地の減少防止の二つを具体的な施策として打ち出し、両者をひっくるめて、都市に緑のネットワークを適正に配置し、環境保全、レクリエーション、そして防災の三つの機能を果させよう、というものである 市町村段階で、昭和53年までに個別の緑のマスタープランを作成、その中で、公園整備のめど、既存緑地、山林の保存計画など個別の目標達成プランを作成する。	S 51・7・10 朝日
4	緑地保全	息絶え先に歯止めを 札幌の自然を守るために [illegible] [illegible]、今こそ [illegible]行政の責任	道路や建物は費用さえ注げばいつでもできる。 しかし50年100年の木は一旦切り倒してしまえば50年100年の才月を待たねばならない。一旦破壊された自然は再び戻ることはない。 この見事な札幌の周辺の自然を守り、あとに続く人々にこれを完全な形で伝えることは、われわれに課せられた大きな責任であろう。	S 48・7・9 道新夕刊
5	自然歩道(山)	手稲山をひとまたぎ [illegible]自然歩道を[illegible]へ	自然に親しみ、健康な暮らしを、と札幌市は昭和44年から自然歩道造りを始め、市の[illegible]から[illegible]の丘陵地帯をぐるっと自然歩道約[illegible]kmで取り巻く計画（うち[illegible]km完成） このうち好評なのは、[illegible]～手稲山間の5km。山頂に近づくにつれ、ハイマツ コケモモ ツツジなど高山植物が目につき、運が良ければ、リスやキツネなど野生動物にもお目にかかれるとあって、休日には300人以上が訪れるにぎわいを見せた。	S 48・1・1 道新
6	自然歩道(川)	川の[illegible] 札幌・創成川緑化道のすすめ	道路計画は単に効率よく安全に人や車をさばけば良いというものではあるまい いかにも歩きたくなるような、情緒にあふれた楽しい道を作るという、生活空間のデザインの問題としてとらえなければならない。創成川の緑道化は、単に歩行者に都心への通勤や買物にも使える便利で安全な道を提供するだけでは[illegible]。札幌の最大の文化遺産の1つが、それにふさわしい姿で新しくよみがえるのである。水の流れは、歩道と一体となることによって市民の日常生活とのふれあいをとりもどす。	S51・8・26 道新夕刊
7		"クルマ派"に勝った自然派の[illegible] 玉川上水べりに散歩道 [illegible]五年計画 虫の音すだく12キロ [illegible]	江戸時代から東京の飲料水道として三百年の役割を果えた玉川上水。 「時代が変ったのだからつぶして車道にすべきだ」「とんでもない、文化遺産として残すべきだ」……クルマ派と自然派が対立していたが、結局、武蔵野の面影を残す散歩道としてよみがえることになった。用水路を管理している[illegible]は、三年がかりで小平市を中心に約十二キロの「むさしの道」に仕立てあげる。ホタルやチョウが飛び、野鳥が鳴き、虫の音もすだく情緒ゆたかな自然歩道にする計画である。	S47・4・21 朝日
8	森林公園	さわやかね緑も空気も 郊外は「歩け歩け」 野幌森林公園など家族連れがいこう	野幌の森林公園には、子供会のちびっ子と母親たち70人。 木陰はさすがにひんやり、小鳥のさえずりにセミの声も聞こえ子供たちは「どの木の上で鳴いているのかな」と目を輝かせていた。	S51・8・27 道新
9	賑わい歩道	渋谷に人間最先道路 車道より広い歩道 ゆったりショッピング	人間優先のプロムナード"歩行者天国"は全国各地ですっかり定着したもようだが、東京・渋谷区の繁華街"公園通り"で地元の商店と区役所がタイアップ、車と人間の共存を目指した街路づくりが進んでいる。車を一時的にシャットアウトする歩行者専用道路とは違って、広かった車道の幅を狭くし、歩道をうんと広くしようという試み。この渋谷の歩道優先道路は、[illegible]、[illegible]で[illegible]の本道の都市に興味あるヒントを与えてくれそうだ。 [illegible]の[illegible]は上々"。[illegible]が緩和されたうえ、車道が狭くなったので車がスピードを落とし事故の危険が少くなった。ゆとりのある歩道はショッピングにつながる」とニッコリ	S51・4・3 道新
10		車道削って歩道を広げる [illegible]で全国初の試み	警視庁交通部の計画は、現在片側二車線半ある[illegible]通りを、歩道を広げて片側一車線半とし、規制区域内はマイカー乗り入れを大幅に規制する。この規制は、同庁が進めている「青空を取り戻すための車減らし」と「人間が安心して歩ける街づくり」の方針に沿って打ち出されたものだが、東京都や地元もこの計画を歓迎しており、早ければ年内にも、人間優先な"盛り場新宿"が登場する。盛り場の歩道を大幅に広げ、車道を狭くする交通規制は全国初の試みだが、同庁では新宿が成功すれば他の盛り場にも広げていく計画である。同庁では[illegible]を完全にシャットアウトしたヨーロッパなどで見られる買い物公園化も検討したが、いまの時点では、商店の荷物の搬入や災害時の救急車の出入りに支障がでるなど、規制が大きすぎるとして歩道拡大に落ち着いた。	S48・9・13 朝日夕刊
11		[illegible]の盛り場に 緑いっぱいの遊歩道 [illegible] 周囲住民のいこいの場に	「[illegible]に緑のオアシスを……」と[illegible]は盛り場のど真ん中に花や樹木をいっぱい植えた遊歩道を整備する構想を進めている 延長約[illegible]m、幅平均[illegible]mで、周辺は飲食店などが立ち並ぶ繁華街。ここに石だたみなどを敷き詰めた幅1m程度の歩道を造り、両側に区の花木であるけやき、つつじをはじめ、四季おりおりの花や各種の樹木を植えた緑地帯にする。また防災用に[illegible]トンの水を蓄えられる池（1つ）なども備える。	S48・9・21 日経
12	住区歩道	"クル・ド・サック"、[illegible] まず二本(三中通り、緑小通り)完成 緑の住宅街 「車」通り抜けダメ	全国三ケ所の一つとして建設省から指定された[illegible]から車の通り抜け締め出しのクル・ド・サック [illegible]事業は、工事着手を前に[illegible]住民のコンセンサスを受けるため二週間計画[illegible]中。異論がなければ年内に"緑いっぱい"の新しいタイプの住宅街区が実現する。このため幹線以外、車の通り抜けをシャット・アウト、歩道、自転車、[illegible]とし車道はすべて[illegible]m以内にとどめる。すでに[illegible]とは二度にわたる町内会ごとの説明会で了解を取り付けている。あとは法的な手続きを待つのみ	S48・8・30 十勝毎日
13	一般公園	緑と水ふんだんに 滝野国営公園の青写真出来る [illegible]や子供の森も	雄大な自然の中に宿泊施設、キャンプ場、[illegible]、セミナーハウスなどの施設をいっぱいつめこんだ滝野国営公園（札幌市南区滝野）＝仮称＝の青写真が出来上がり、十四日札幌市[illegible]委員会で公表された。面積は市有地を中心に民有地、国有地など合わせて[illegible]ha。[illegible]は五十七年度までの第一期工事で約五十億円が見込まれ、五十八年にオープン、全道各地からの人[illegible]を予想年間百四十万人を見込んでいる。	S51・9・15 道新
14	遊び場	遊び場を取り返せ 大阪市大・[illegible]に[illegible] 空地[illegible]の地図を作ろう [illegible]	[illegible]小学校校区"遊び空間"の比較（住宅地） 場所 / 昭和30年頃 / 昭和48年 あき地(原っぱ) / [illegible]㎡(12ケ所) / なし 児童公園 / [illegible]㎡(3ケ所) / [illegible]㎡(8ケ所) [illegible] / なし / [illegible]㎡(児童館) 運動場 / [illegible]㎡ / [illegible]㎡ 計 / [illegible]㎡ / [illegible]㎡ ＊その他[illegible]事項 1）道路が遊び空間でなくなった事 2）校区外の遊び場への道程が少なくなっている事 3）遊び場ではないが、[illegible]などの減少	S48・8・14 朝日、[illegible]
15	防災と緑	避難所・地震対策 避難公園を100ケ所 地下に[illegible]など貯蔵	[illegible]は来年度から普段は憩いやレクリエーションの場として利用し、大地震時や都市大災害時には住民の避難地として救援活動の拠点に早変わりする「避難公園」を全国的に整備することになった。これは大地震時や昨年の酒田大火などのような大火災時に人口密集地の都市地域で大きな被害が出ることが予想されるため、公園の持つオープンスペースとしての防災上の機能を計画的に活用、安全都市づくりに役立てようというもの。単にスペースとしての活用のみでなく、[illegible]の[illegible]樹木を公園周辺部に植え、"緑の防災カーテン"とする。歩道や公園周囲に植える「緑の防災カーテン」には、酒田大火で防火、防風効果が立証されたクスノキ科のタブ、クスなどの常緑広葉樹が候補にあがっている。	S51・12・30 日経
16		大火から一カ月 立ち直る酒田市 [illegible]一新めざし防災都市づくり 広い道路と緑を基本に	防災都市の[illegible]で土地区画整理法が公示され、[illegible]が来年五月まで土地の所有者も勝手に手のつけられないようになった。ここに山形県が[illegible]百万円（うち[illegible]%）、五年計画で防災都市を建設する。 大火の[illegible]から広い道路と緑が基本。焼け跡と周辺を含めた[illegible]haを[illegible]mから[illegible]m幅の広い道路で囲み、真ん中の[illegible]を[illegible]mに広げる。さらに[illegible]はすべて防災街区として高層化、買い物道路を設け住宅地には住宅道路を碁盤の目のように新設、さらに公園と緑など公共用地を[illegible]%もとるため、減歩率は[illegible]%を超えるが、立ち退き希望者の土地を買い上げて[illegible]%に抑える方針だ	S51・11・26 朝日
17	住民参加	緑による市民の連帯を	10月は都市緑化月間である。市街地では土地効率を上げるため、緑は[illegible]に[illegible]されてきた。緑化月間を機会に、建設省では"緑の町づくりはみんなの手から"と呼びかけているが、たしかに樹木は住民の協力がなくては育つものではない。都市コミュニティー形成のために、公民館を建て、集会所を設けるなども一つの方法だろうが、緑のように全員で育てうるもの、成長が目に見えるものを住民の[illegible]とすることは、連帯感を育う上でまたとない方法だろう。	S51・10・18 朝日社説
18		環境保全に住民が結集 [illegible]内団地「マチを緑で囲もう」 まず11人協議会スタート	生活環境をどう守っていくか、をテーマに、住民同士話し合い研究し合う場として「[illegible]内団地住環境協議会」が発足した。会発足後、「[illegible]内団地グリーン[illegible]」が[illegible]された。この案は、国の緑化基準などにのっとり、団地幹線にグリーンベルトを置きつめる構想。今後この案を煮つめ住民の合意を得た上で、道や市に働きかける方針	S51・9・22 [illegible]
19	助成・条例・行政	農地残して緑を確保 [illegible]市議会で助成金条例可決 増税分の半額"助成"	[illegible]市議会は「[illegible]農地保全条例案」を満場一致で可決。緑の多い快適な生活環境を確保するため市街化区域の農家に助成金を出そうというもの。同時に、[illegible]の宅地並み課税で今年から一挙に税負担が増えた農家に増税分の「半額[illegible]」をねらっている。この条例で「[illegible]農地」として指定されるのは①農家1人の所有面積330㎡以上②2人が共同して所有する場合[illegible]㎡以上 の農地で、いずれも今後十年以上農業を続けていく意思のある農家に限られる。 （助成金は農地の固定資産評価額の[illegible]%）	S48・12・12 朝日
20		緑の条例で質疑 緑の審議会も設置 {札幌 [illegible]化条例[illegible]まる}	札幌市議会で4月から施行する「札幌市緑化推進条例」をめぐって論議がかわされた。この条例は、市の恵まれた緑を保全し、さらに緑豊かなマチづくりを市民一体となって推進するのがねらい。市長の諮問機関として、緑の審議会を設け基本計画を定める一方、[illegible]などに緑化を義務づけ、また地域住民と協力しながら緑の保全地区を指定したり、由緒ある木を保存樹木として残すほか"市民植樹の日"の制定などが盛り込まれている。	S52・2・15 道新 （S52・2・16 道新）
21		「緑化協定」[illegible]へ 札幌市	住宅地に住む一定区域内の住民全員が、特定地域（私有地）の緑化を計画し協定した場合、植栽用の樹木を市が助成するもの。 ①高木（3m前後）は[illegible]10本以下 ②中木（1.5m前後）は[illegible]1m当り4本以下 の割合で現物を助成する。	S51・9・25 日経
22		「歴史の道」整備へ 来年度まず「奥の細道」 文化庁	江戸時代に芭蕉が歩いた「奥の細道」の沿道の歴史的町並みや、名所 旧跡、がどのような状態になっているかを調べ「歴史の道」として整備することにしており、ゆくゆくは、旧東海道、旧中山道など日本各地に「歴史の道」のネットワークをひろげてゆく方針である。（日光杉並木街道、[illegible]、[illegible]（なこえのきりどおし）、妻籠宿（つまごじゅく）、一里塚、[illegible]、[illegible]、本陣跡……の個々の指定からネットワークへ） 西独バイエルン地方でもヴュルツブルグ、ローテンブルク、ネルトリンゲンなど中世都市を結ぶ街道は「ロマンチック街道」と呼ばれ世界的文化観光地となっている。	S51・12・6 朝日
23		税金が緑をうばう市街化区域 （埼玉県 農業 38才 男）	市街化区域にある山林は税金の支払のため、やむなく切り倒されているのが現状です。市町村では山林の評価額を宅地より極めに[illegible]ているようですが、相続（贈与）がなされる時は、相続者（被贈与者）が山林のまま維持しようと思っても、宅地並みの課税（造成費分は控除）をされ、このため相続者は税金を払うために山林を伐採し、宅地化せざるを得ない。政府が緑を大切にしようと本気で考えるなら、市街化区域にある山林こそ税金面で優遇すべきではないか。	S51・11・11 朝日投書欄
24		貴重な緑自治体で守れ 住民パワー、道動かす 買収費、国に低利融資要望	美しい環境を守るため、市街地周辺の緑地を買収したいが、財源面で先立つものがないという市町村の悩みを解消しようと、道は来年度の国予算で公有林化の[illegible]制度を新設するよう国に働きかける方針。 （シラカバ[illegible]2.3ha 樹令30～40年 約1,500本） [illegible]条例で道内[illegible]ケ所を[illegible]に指定しているが、このうち[illegible]ケ所は私有地、一応[illegible]はあるものの、地主の好意にすがっているのが実情で、地主から[illegible]を出されれば[illegible]のは難しい。	S51・7・8 朝日夕刊
25		遊休農地貸します 札幌 「家庭菜園にどうぞ」 来年から市があっ旋	札幌市農務部では来年から"市民貸し農園"づくりに乗り出す。農家の[illegible]調査をしたところ、遊休農地を貸しても良いという農家（役所が[illegible]条件で他人に貸す気があるかどうか）が[illegible]戸（[illegible]ha）、このうち住宅地に近い市街化区域に限定しても約[illegible]ha（貸し農園1区画[illegible]㎡とすると[illegible]区画）市があっ旋役となり、希望者に農地を紹介していくプラン。 （民営の貸し農園3000円／33㎡・年）	S51・11・11 道新
26		"草刈条例"に住民パワー 高まる制度要求 消極的な市議会、市は慎重	「空き地の雑草を何とかして」という札幌市民の要望は草刈り条例制定を求める陳情書が出された。「草刈り条例」というのは、土地所有者に環境美化のため雑草を刈り取る義務を負わせようというもので、北九州市や東京の一部の区で制定している。（札幌市は草刈り機の無料貸し出しを始めたが、セイタカアワダチソウの繁殖が進んでいる）	S52・9・19 道新
27	海外	まちのみどり西独ハノーバー市で① 市民農園 だんらんや憩いの場 都市の[illegible]にも不可欠	西独のどこの都市でもみられる「クライン ガルテン」日本では分区園か家庭農園だ。土、日はもちろん、夏の平日の夕方でも勤めを終えた夫を交えて、農園で家族団らんのひとときを過す姿は珍らしくない風景だ。 この「市民農園」は市町村が土地を確保し、[illegible]団体を通じて安い料金で住民に貸す仕組み、ハノーバーでは市域の約1/18、1,300haに[illegible]区画が作られている。（工業都市といわれながら、[illegible]は、都市計画上44.5%の緑地空間率を確保している）	S49・10・4 朝日 [illegible]記者
28		まちのみどり西独ハノーバー市で② 工作広場 ターザンごっこや大工遊び のびのび楽しむ子どもたち	家を出て[illegible]m歩くと子供の遊び広場がある。遊戯道具はあまりなく、砂場と芝生とミニサッカー場。このような遊び広場は大きいもので[illegible]㎡、[illegible]ケ所あまりが市内にある。子供のために特にいろいろな年令層の子供のために工夫してある遊戯公園（[illegible]）は[illegible]万円の基準で[illegible]ケ所。また、墓地は[illegible]の1つとしてオープンスペースの7%約[illegible]haが当てられている。いま西独の都市ではグリュン・ツグ計画が盛ん。「老人から子供まで沢山の人が利用出来るみどりのオビ」公園と公園の間をみどりの道でつなぎ、みどりをぬって学校まで行けて、その道はただ歩くだけでなく、広場、ベンチがある	S49・10・5 朝日 [illegible]記者
29		まちのみどり西独ハノーバー市で③ 都市林 十数ケ所、たっぷりの緑地 緑を守り続けた長い歴史	ドイツのほとんどの大都市がシュタットバルト（都市林）を持っている。 ハノーバー市土地利用計画（1973年） 全市域 13,[illegible]ha 交通用地 9.3%) 交通用地 9.3% 住宅地 [illegible]% 商工業地 14.1% } 建築用地 [illegible]% その他建築用地 [illegible]% [illegible] [illegible]% 公共緑地 [illegible]% [illegible] [illegible]% スポーツ施設 [illegible]% } 緑地空間率 [illegible]% [illegible] [illegible]% 墓地 [illegible]% 水面 [illegible]%	S49・10・7 朝日 [illegible]記者
30		まちのみどり西独ハノーバー市で④ [illegible] 自然の恵みを最大限に利用 その間で楽しむハチ飼え	公園に面した[illegible]の窓に八つのハチがならんでいる。それは自分たちとともに道ゆく人々も楽しませるために考えられているようにも見える。 （[illegible]は現在失効、新しく連邦国土保全法が準備されている） 特別市（ベルリン、ハンブルク、ブレーメン）の樹木保護令……毎年建物の木を切るのに市役所に届けを出す……地上130cmで幹の直径[illegible]cm以上の樹木はその一部をも勝手に除いたり、損傷することを禁じられている。（空地にも適用される） みどりについては、落ち着きのある街に、みどりは全体のものだという認識をもっているのだ	S49・10・8 朝日 [illegible]記者
31		まちのみどり西独ハノーバー市で⑤ ムッターボーデン 園芸ショーを機に都市改造 表土と木の保護考えて工事	マンハイム市自慢のショッピングセンターであるプランケン通りの歩行者天国（緑を植えて車道を改造、車を締め出す。身障者の乗る車と、[illegible]時は[illegible]この街の商店にくる[illegible]の車だけ、時速5kmで許可） ハノーバー市でも都市改造中で、幅[illegible]mの中央駅前通りを[illegible]m、これに交差する主要道路一本を、これも全面的に歩行者専用道とする（駅前通りはまもなく完成） 西独連邦[illegible]では、表土は工事中は[illegible]に保管され、再び元に戻して、土壌の肥沃を保とうとするよう[illegible]されている。（数千年かかって出来た栄養のある"母なる土"を保護するのは、[illegible]の重要なる[illegible]だ）	S49・10・9 朝日 [illegible]記者
32		西ドイツの森林レクリエーション （今永正明 [illegible]）	フライブルク市(独)の森林でのアンケート調査 大都市居住者について、約半数が月1回以上森林を訪れる。森林を訪れる目的は、林内の静寂さ、新鮮な空気を求めて、といった答が多い。フライブルク市をとり囲む森林の中を散策する人は絶えないのである。老いも若きも朝に夕に、四季を問わず人々は森を逍遥する。零下10度の中で林内をただ黙々と歩く老若男女の姿には、ほんとうに驚かされる。 （北海道はその立地条件がドイツに似ている）	S52・9・19 道新夕刊
33	その他	緑化週間 札幌市 多彩な計画 一大森林公園造成へ 市民記念植樹も	4月1日から緑の緑化週間 市民記念植樹祭……[illegible]森林公園予定地 札幌[illegible]市……中島公園 「庭づくり入門」教室……婦人会館 [illegible]と花のプレゼント……ポスター（札幌に花と緑を） 緑の[illegible]会	S52・4・12 朝日 S52・4・26 道新
34		アカシア並木は厄介物 枝が伸び過ぎる 夏には[illegible]し虫もつく 管理面で"伐採"は検討	「緑の提言」コーナー……市民の声を聞く欄 アカシアはライラックと共に"緑のマチ札幌"のシンボル的存在となっているが、虫はつくし枝が伸び過ぎて管理に手間がかかり過ぎるため不評 （ニセアカシアは成長が早いこと、苗が安く手に入ることから、植樹後は[illegible]をきかした。）	S52・6・23 道新夕刊
35		明暗・赤い実 りんご並木、昨年の3倍 ホウズキ通り、紅葉1本だけ	りんご並木（札幌市豊平区）は、49年秋"平岸りんご"を記念して[illegible]の環状通り1.1kmにアサヒ、レッドゴールド合わせて[illegible]本が植樹された。 その後、市民の[illegible]で「[illegible]りんご会」が結成され 会員の手で大事に育て、今年は[illegible]個のリンゴがみごとに実をつける大豊作。	S52・9・4 道新
36		市街地緑化を積極的に進めて （前橋市 51才 男）	前橋市は駅前のけやき並木をはじめ、市内の広瀬川畔の緑化を積極的に推進している。オオムラサキツツジなどが次々と植えられてゆくのを見ると、通勤や買い物などの時、何ともいえない心ふくらむ思いだ。今後も大いに計画をすすめ、中心街地の緑化を[illegible]って進めてほしいとともに、他都市にも積極的に呼びかけていってほしいと要望いたします。	S52・8・4 朝日投書欄
37		植物園主で"わが町"再発見 （国立市 主婦 34才）	カヤツリ草を二人で上と下からさき合ってカヤを作り、出来た、出来たと童心にかえる人………、夏の日の、植物調査会でのメンバーの楽しいひとときである。中年を過ぎてから移り住んだせいか、もう十年近くなるのに、なかなかなじめず寂しかったこの町も、植物のご縁で身辺が急に温かくなった。	S51・8・23 朝日ひととき
38		充実した緑の殿堂に 札幌市の緑化植物園 体制づくり着々 学者や業界代表で構成 来月、[illegible]会発足へ （お待ちかね札幌市内に[illegible]植物園） 今年から3年かけ [illegible]の[illegible] [illegible]もどうぞ	"緑の情報センター"をめざして札幌市が今年から3年計画で建設する「緑化植物園」が着工されいま施設づくりが進んでいる。 市は運営のアドバイザーになる都市緑化植物園[illegible]会を発足させる計画で、体制づくりを進めている。（[illegible]会は、緑化植物園の施設、管理 運営の全般にわたって[illegible]、これを通じて広く緑のマチづくりの"[illegible]"としての役割を果たしてもらうのが目的）	S52・3・26 道新 （S52・3・30 道新）
39		地方都市に公園ブーム 選挙公約の目玉に 立地競争で 下水・ゴミ処理は後追い？	最近、地方都市における公園づくりが活発化している。この背景には大都市ばかりでなく、地方でもだんだん空き地や緑が少なくなって公園に対する住民の要望が高まってきたこと、保守、革新を問わずほとんどの市長が選挙公約として「公園づくり」を掲げるようになった、という事情があるようだ。 [illegible]にはこうした公園づくりのための地方からの補助金申請、陳情が殺到しており、[illegible]は限られた予算ワクの中で優先順位をつけるのに一苦労。 いま地方で最も要求されているのはいわゆる「運動公園」。野球場やテニスコートなどもあり、緑の樹木や花壇もあるという何でもひと通りそろった公園だ。大都会と比べれば、まだまだ山野の多い田舎でも、最近は住民意識も高く都会なみの近代的施設を望む声が強い。	S52・10・25 日経

にする」ことがねらいである。[5)]

§3　都市の緑空間配置計画

都市環境整備計画の内容は，既存の「いいもの」を保全し，「いやなもの」を除去し，更に「ストック」の最大限の利用と「必要なもの」を建設することであろう。[6)7)]（図－3）

図－4,　帯状のグリーンリングを構成する緑のネットワークモデル案

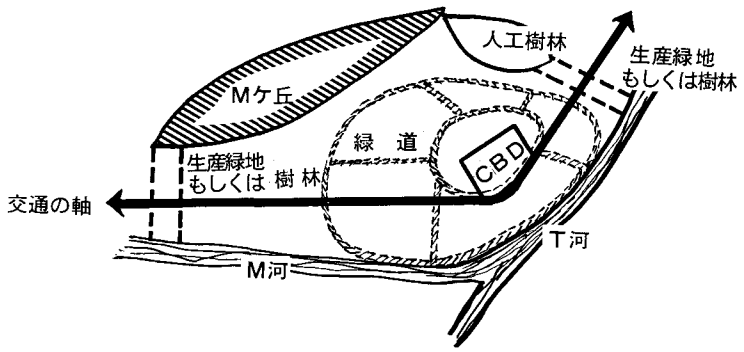

都市内の既存の緑地とより豊かな都市生活を保障するための新しい緑地の創出による具体的な配置方針について以下にその骨子を各ステージ毎に概説する。

STEP 1：都市全体像における緑地

Mケ丘，T河，M河等自然地形を土地利用上からもフルに活用し，周辺地区を生産緑地あるいは樹林によりスプロール化を防ぐとともに緑の中にいだかれた町というイメージを定着させる（図－4）。尚，生産緑地地帯は，将来の公共オープンスペースとしての活用が期待されるものである。

STEP 2：グリーンリングで仕切られた地域の緑地ネットワークの構成

中心市街地を中心にグリーンリングに囲まれた地域の緑地による構成を図る。

ネットワーク形成は，交通空間，水辺空間，オープンスペース等を利用して，緑道を創出することである。

緑道を生み出す手法としては

(1)　過剰街路の再構成とそれの緑道化（住区緑道）

(a)　歩行者空間の確立

(b)　街路のヒエラルキーの確立

(c)　車のコントロール

(2)　商業中心地区の車道再編によるモール化（界隈緑道）

(3)　都市樹林地帯の中の自然散策道（山林緑道）

(4)　都市河川堤防・高水敷の散策道（水辺緑道）

(5)　鉄道・市電・小河川跡地利用の緑道化（跡地緑道）

(6)　リブレース・スポットクリアランスも含めて，他の土地利用から新規に緑道を造成する。（新設緑道）

等が考えられる。（図－5，図－6）

図－5,　緑の構成要素

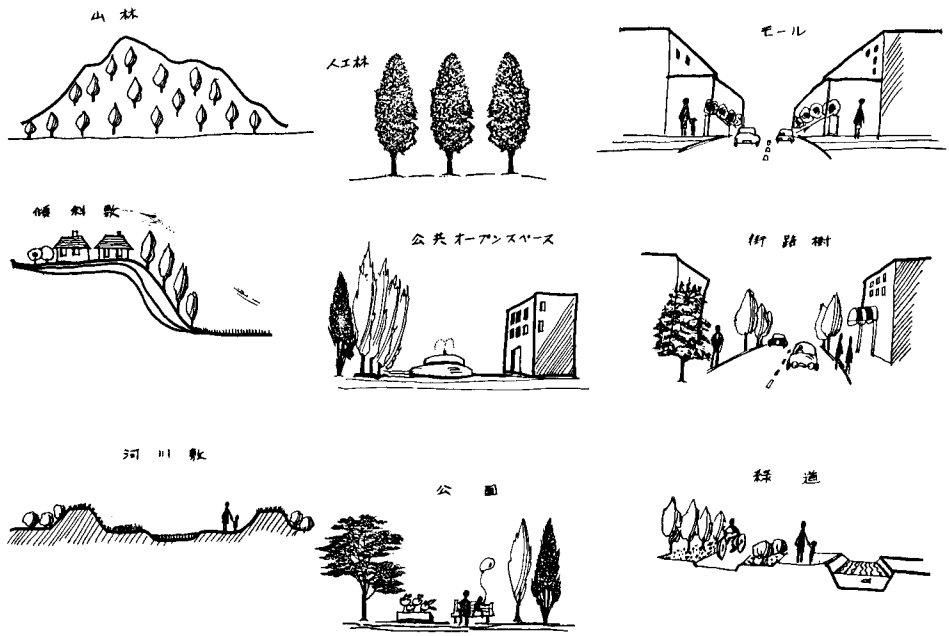

STEP 3：地区・住区単位におけるネットワーク

STEP 2までで都市の骨格を形成するおおよその緑地系統は完了すると思われるが，地区・住区レベルでの影響をもつもので，日常生活圏内に存在するものとしては，近隣公園，児童公園，幼児公園，街路樹，庭等もそれらを補関するものである。

STEP 4：緑地パターンと全体構想

緑地計画上，目指さなければならないのはあくまで日常の市民生活及び都市の健全な発展という面からの配慮である。パターンという意味は個々の緑地をあるまとまった目的に沿ってまとめあげる，システム化するという結果に理解し，環状放射緑地パターン等，理想的な緑地形態を想定するにおいても，居住環境の改善・向上というものに基点を置くべきであろう。

図－6，　緑地の配置計画フローチャート

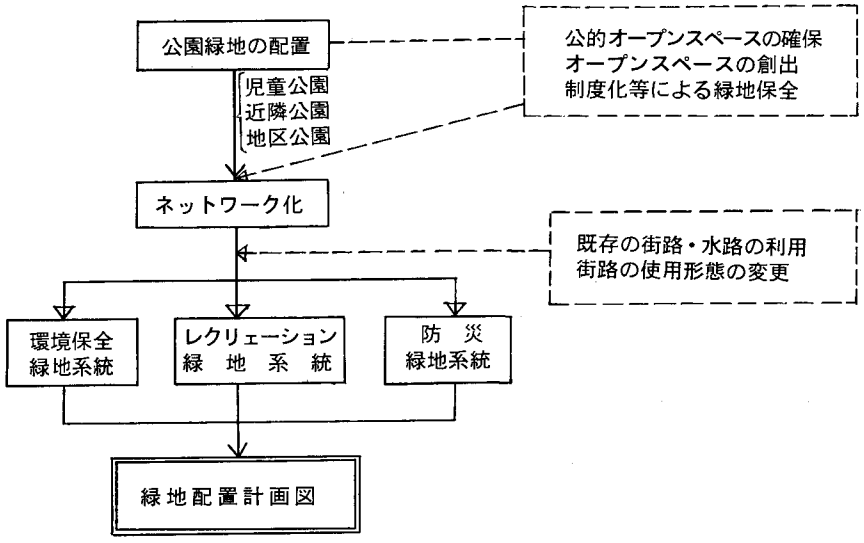

K市の場合，市街地を南北に挟む山林，河川を重点保全地域として，緑地計画上の核としていくこととする。亦，T河，M河水系に沿い線状に発展する形態をたどるものと予想されるが，開発発展の波に抗してスプロールを防ぐことと，土地利用形態の異なる地域との緩衝地帯という二つの意味から，一部生産緑地も含めて，用途地域を包囲する緑地構想を提案した。（図－7）

§4　考察～歩行者空間の位置づけ～

「文化的で緑豊かな住みよい活気のある都市」をまちづくりの目標としたとき，『緑とオープンスペース』の問題は，

①都市の基本骨格の形成
②土地利用構想
③交通体系の再編
④防災都市づくり
⑤文化スポーツ都市の建設
⑥コミュニティの形成

等のそれぞれに於て重要な要素を占めていると言えよう。

都市デザイン（都市計画）について，あるいは，都市そのも

図－7，　緑のマスタープラン概念図

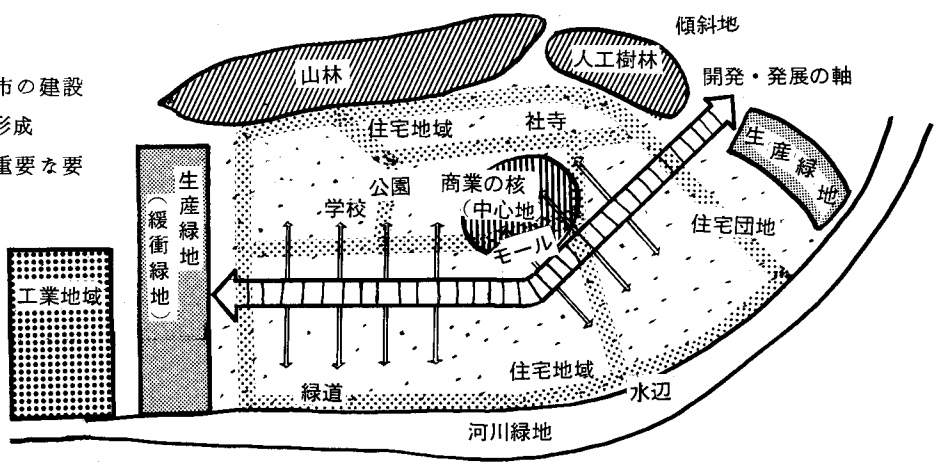

のを，もう一度，人間の側からアプローチしなおしてみる必要がある。たとえば道路を単にフロー機能（交通機能）からだけ考えれば現代のクルマ社会では車がいかに速く走れるかだけから，走り易い線形を考え，立体交差を作り，車線をふやしてきた。『しかし，人びとの欲求の重点は，時代とともに変化する。だから都市の形態も，時代の推移に伴って変ぼうするのである』[8)]

図―8,　歩行者と緑を核にした Pedestrian Engineering

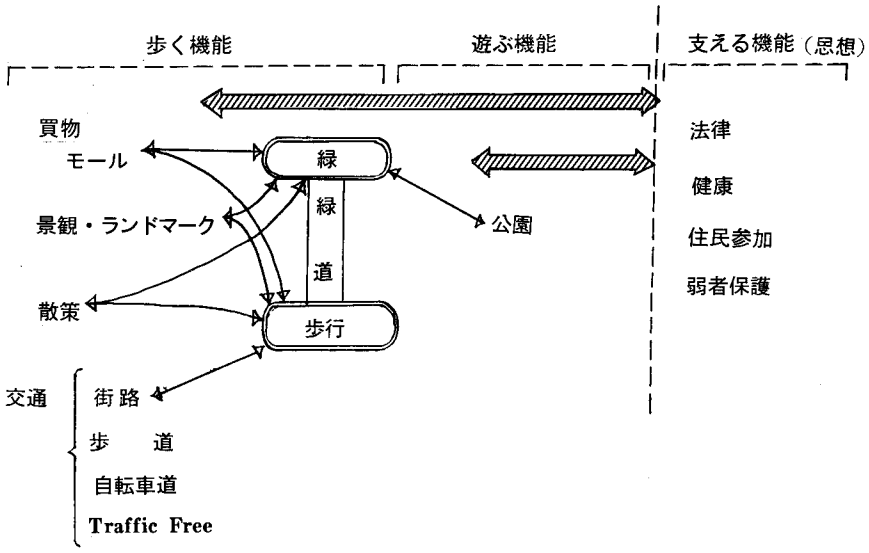

即ち，「人間」の側から道路を見るとき，歩く人間にとって「楽しく歩ける街」のデザインが必要となり，よりよい歩行環境が望まれるところとなる。[9)～11)] 歩く機能としては，㋑移動の便利さ，㋺散策することの楽しさ，㋩景観を眺める楽しさ（たくさんの歩いている人間自身も道のかざりとなっている[12)]）が考えられる。そして，快適な歩行空間として緑道を創出することにより，(1)裏道等まで車が侵入して，日常的歩行活動の安全性をおびやかす，(2)都市の過密化による緑地空間の減少，(3)都市の過密化による市民のコミュニケーションの場・子供の遊び場等日常レクリエーションの場の減少　に対応して，これの改善を計ることができる。　而して，緑と歩行との結合により，都市は再び人間のものになるであろうか。（図－8）

『都市における自然と人間との共存 － つまり人間をも含めた生物共同体社会』への第一歩になるであろうか。

おわりに，種々の御指導をいただいた北海道大学工学部の，五十嵐日出夫教授，山形耕一助教授，並びに佐藤馨一助手に深く感謝いたします。

参考文献

(1) V.L.Burton；ちいさい　おうち（The Little House），岩波書店，昭49年6月
(2) 永田友子；都市の緑保全について，建築文化 Vol 31，№355，P 11
(3) 五十嵐日出夫；土木計画の考え方に関する討論，土木学会誌74年11月号，P 43
(4) P.S.ブシュカレフ，J.M.ジュパン；歩行者のための都市空間（月尾嘉男訳），昭和52年11月　P 8 より変形
(5) 日本経済新聞；昭和52年3月31日付　記事，（表－1，②参照）
(6) 森村道美；居住環境整備の必要性と可能性，建築文化 Vol 31，№355，P 38
(7) 吉田，西，三上，菊地；住民意識を反映した環境整備計画の一例に就いて，土木学会北海道支部論文報告集，昭和51年度
(8) 前掲(3)，P 38
(9) バシフイツク　コンサルタンツ；道路と国民生活，道路交通地域計画資料№9，昭和52年8月
(10)　〃　；生活と交通・世界の都市交通，　同上　№1，昭和51年5月
(11)　〃　；緑と歩行者空間，　同上　№2，昭和51年7月
(12) 上田篤　他；都市の生活空間，日本放送出版協会　昭和50年1月，P 95 ～ P 98
(13) 建設省都市局都市計画課；緑のマスタープラン作成の手引，日本公園緑地協会，昭和52年7月